

2013年9月30日

各 位

本店所在地 東京都港区東新橋一丁目9番1号
会 社 名 ソフトバンク株式会社
(コード番号 9984 東証第一部)
代 表 者 代表取締役社長 孫 正義

当社無担保社債に係る連帯保証契約の締結について

当社は、2013年9月30日、当社が国内で発行した無担保社債（下記2.に掲げる各社債）に関する債務について、当社の子会社であるソフトバンクモバイル株式会社（以下「ソフトバンクモバイル」）及びソフトバンクテレコム株式会社（以下「ソフトバンクテレコム」）が連帯して保証するべく、両社と連帯保証契約（以下「本契約」）を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本契約の目的

当社が2013年4月23日に発行した外貨建社債^{※1}及び2013年9月13日に金銭消費貸借契約を締結した借入金^{※2}等に連帯保証を付していることを踏まえ、下記2.に掲げる国内で発行した無担保社債についても同様の保証を付すものです。本契約の概要については、別紙に記載のとおりです。

なお、本契約締結によって社債権者に発生する事務手続はありません。

※1 詳細は、2013年4月19日付の「外貨建普通社債の発行条件等の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

※2 詳細は、2013年9月12日付の「スプリント買収（子会社化）資金等のリファイナンスについて」をご参照ください。

2. 本契約の対象となる無担保社債

2013年9月30日現在において未償還残高を有する、当社が国内で発行した以下の各社債

- 第26回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
- 第30回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
- 第32回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
- 第34回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
- 第35回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
- 第36回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
- 第37回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
- 第38回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
- 第39回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
- 第40回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
- 第41回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
- 第42回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
- 第43回無担保社債（社債間限定同順位特約付）

以 上

*****本件に関する報道関係のお問い合わせ先*****

ソフトバンク株式会社 広報室 03-6889-2300

<別紙>

本契約の概要

ソフトバンクモバイル及びソフトバンクテレコムは、当社が前項 2. に掲げる各社債に関して負担する、元本償還、利息支払その他一切の債務につき、社債権者のために、当社と連帯して保証します。これは、当社を要約者、ソフトバンクモバイル及びソフトバンクテレコムを諾約者、社債権者等を受益者とする民法第 537 条の定める第三者のためにする契約によるものであります。

なお、本契約には、以下の全ての条件が満たされた場合に、本契約に基づく連帯保証が解除される条項が付されています。

- ① スプリント・ネクステル・コーポレーション^{※3} 買収資金等のリファイナンスを目的とした当社による借入金^{※2} について当社が負担する債務（2013 年 9 月 13 日付の金銭消費貸借契約書に基づく借入金に関する債務。ただし、当該債務の返済のために行われる借入等がある場合は、当該借入等に係る新たな債務を含む）を主債務としてソフトバンクモバイルまたはソフトバンクテレコムが負担する保証債務が消滅すること。ただし、全額返済による消滅か、主債務に対する保証解除かは問わない。
- ② 当社が本契約に基づく連帯保証の効力を失わせる旨及び効力を失わせる日を適時開示情報伝達システム（TDnet）において公表（TDnet がシステム障害等により利用することができない場合は、当社による公告、当社のウェブサイト等の実務上可能かつ合理的な方法による公表とする）すること。
- ③ 上記②により公表された効力を失わせる日が到来すること。

※3 2013 年 7 月にスプリント・コミュニケーションズ・インクに社名変更しています。